

## 「国と地方の協議の場」の基本的なあり方にかかる指定都市市長会提案

「国と地方の協議の場」の法制化については、指定都市や中核市、特例市といった一般市とは異なる権能と規模を持つ市が抱える課題や果たすべき役割が多様であることを反映させることが大切である。

特に指定都市は、圏域の中核都市としての機能や人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題や社会的病理への対応といった大都市特有の財政需要を抱えつつも、活気に満ちた地域社会の形成に向けて、非常に大きな役割を果たす、地域主権国家を代表する自治体である。

仮に、「国と地方の協議の場」の常設の地方側議員を地方六団体の代表者のみに限定すれば、地方自治法が特例として定めた権能と異なる規模を持つそれぞれの市の意見を直接反映することはできない。例えば、指定都市が参加できないのであれば、あらゆる協議事項において、指定都市のみが持つ権能や役割、大都市特有の課題などを踏まえた協議ができないこととなる。

鳩山内閣が基本方針に掲げる地域主権を確立するためには、多様な地方の声を聞き取ることが重要であり、「国と地方の協議の場」には、自治体それぞれの意見が直接反映されるよう、常設の地方側議員として指定都市の代表を含め、都道府県や市町村のそれぞれの複数の代表が参加しなければならない。

政府におかれては、我々の提案について、真摯に検討するとともに、具体的な制度設計に指定都市を加えるよう強く要請する。

平成21年12月25日  
指定都市市長会